



個人型確定拠出年金 ご加入のご案内



- 本資料は2022年10月現在の法令などにより作成しております。今後の制度・税制等の改正により、記載内容が実際と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本資料の内容については万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。
- 本資料に掲載されている情報については、当社が信頼できると考えられる情報源に基づいたものでありますが、正確かつ完全であることを保証するものではありません。

※無断転載・複製および電子化することを固くお断りしております。

1 老後生活のための準備

ご自身がどのくらい公的年金を受取ることができて、ゆとりある老後の生活にはどのくらいの費用が必要なのか理解しておくことが大切です。

ご夫婦の老後生活に必要な費用と年金額

ご夫婦の経済的にゆとりのある老後生活に必要な平均月額



生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」による

自営業者などの場合



ゆとりある老後を過ごすためには、**年間約277万円**足りません!

会社員などの場合*



ゆとりある老後を過ごすためには、**年間約169万円**足りません!

公的年金額は厚生労働省「令和4年度の年金額改定について」による

*会社員などの場合、「夫婦2人分の公的年金額」(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)は、平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

ゆとりある老後生活のためには、ご自身で生活資金を準備することが大切です。そのための制度のひとつが個人型確定拠出年金制度(iDeCo)です。

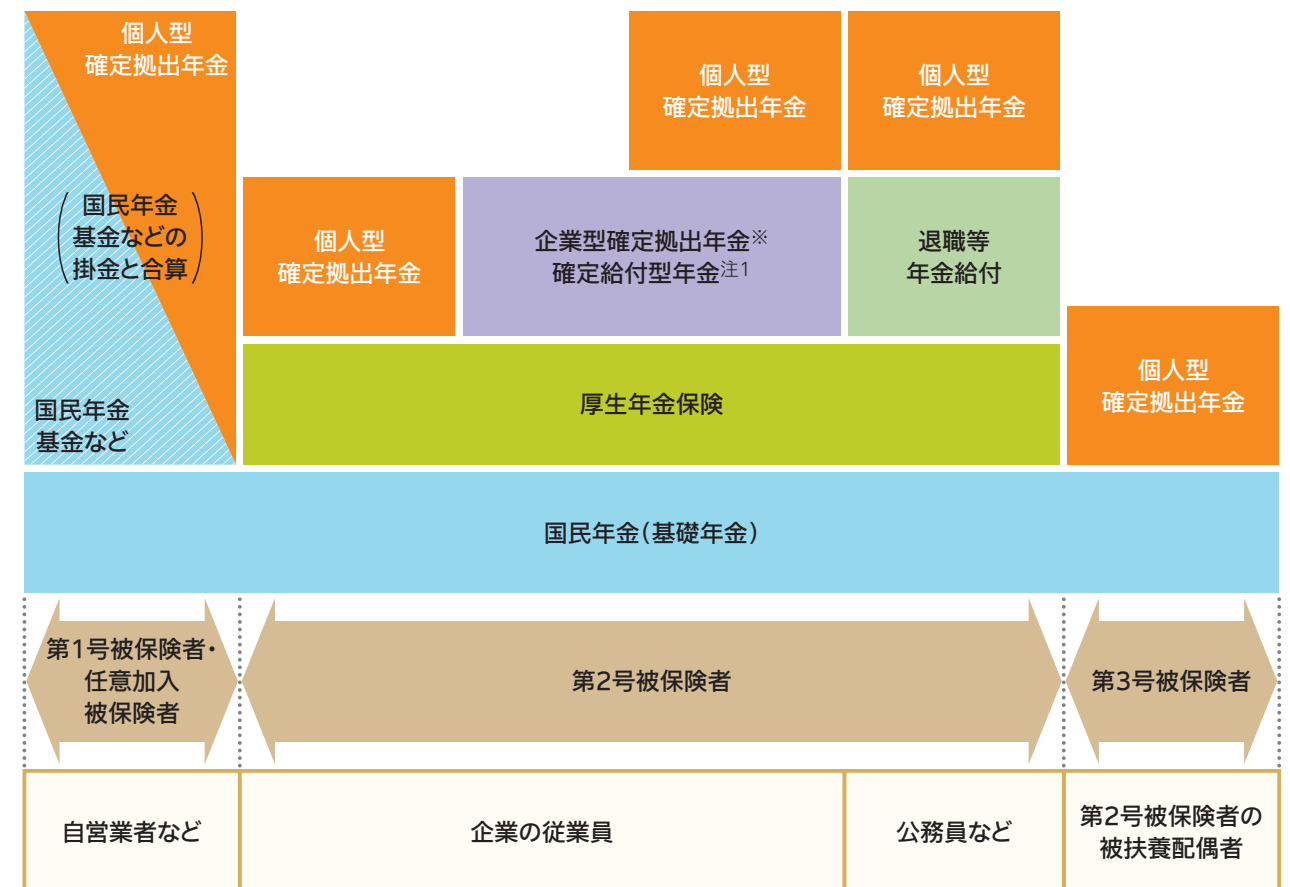
iDeCo(イデコ)とは確定拠出年金普及・推進協議会で選定した個人型確定拠出年金の愛称です。本資料では、原則として「iDeCo」または「個人型確定拠出年金」と記載します。

2 確定拠出年金制度の概要

確定拠出年金制度は、税制優遇のもとで、事業主または加入者が拠出した資金をご自身の判断で運用し、加入者が一定年齢(原則60歳以降)に達したときその運用の結果(年金資産)に応じて給付を受ける制度です。
老後の生活の安定のための年金制度なので脱退や中途引出しは原則できません。

「日本の年金制度」と確定拠出年金の位置づけ

日本の年金制度は以下のような構造になっています。
確定拠出年金の位置づけは、公的年金(国民年金・厚生年金保険)への上乗せです。



注1: 確定給付型年金とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金などです。

※企業型確定拠出年金の加入者の方はご注意ください。

- 企業型確定拠出年金でマッチング拠出(会社が拠出する掛金に、加入者が上乗せして掛金を拠出する仕組み)を選択している方はiDeCoに加入できません。
- 企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出(任意の月にまとめて拠出)となっている方はiDeCoに加入できません。



iDeCo普及推進キャラクター「イデコちゃん」

1 老後生活のための準備

2 確定拠出年金制度の概要

3 加入のお手続き

4 給付について

5 加入者向けサービスの案内

6 その他のお手続き

2 確定拠出年金制度の概要

個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入対象者と掛金限度額

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、国民年金の被保険者であればほとんどの人が加入者となる(掛金を積み立てる)資格があります。掛金限度額は国民年金法の被保険者種別等により定められています。

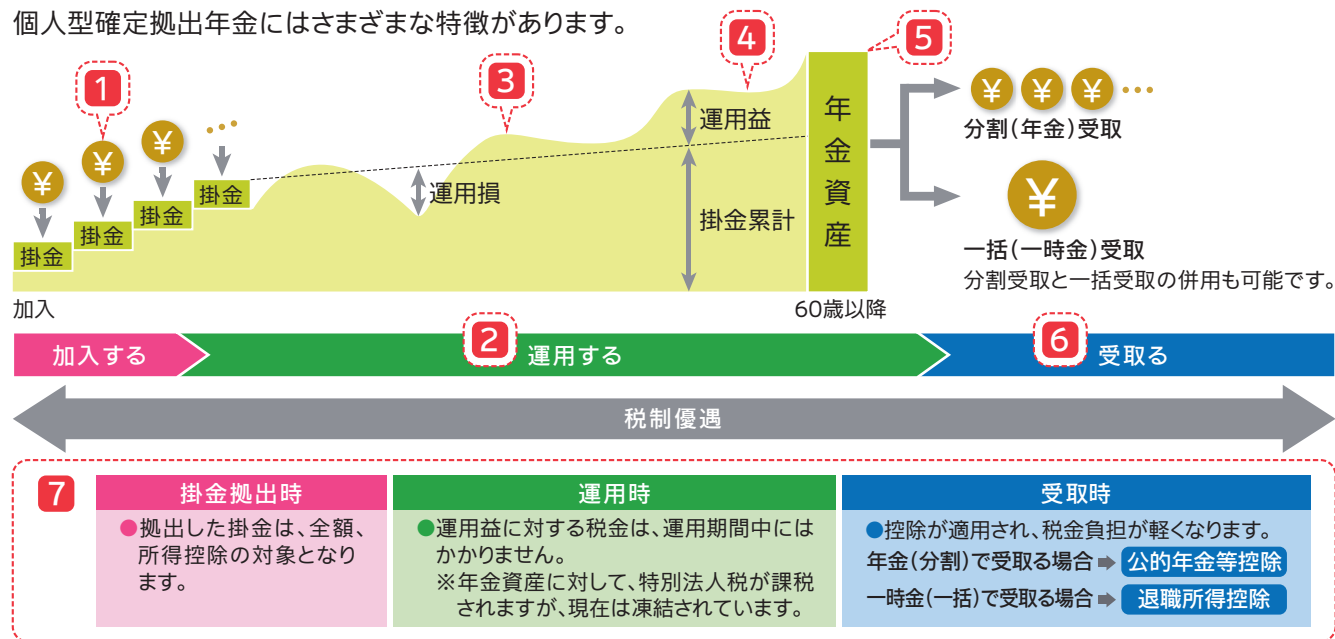
国民年金法の被保険者種別等		掛金限度額	納付方法
第1号被保険者	日本国内に居住している20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、自由業、学生など ※ただし、次の方は加入者となることはできません。 ●農業者年金の被保険者の方 ●国民年金の保険料を免除(一部免除・学生納付特例または納付猶予を含む)されている方(障害基礎年金を受給している方等は加入できません)	月額68,000円注1 (年額816,000円)	口座振替 (個人払込)
	会社員(65歳未満の厚生年金保険被保険者)	確定給付型年金なし 企業型確定拠出年金に加入していない 月額23,000円注2 (年額276,000円)	口座振替 (個人払込) または 給与天引き (事業主払込)
確定給付型年金あり	企業型確定拠出年金に加入している注3 月額20,000円注4 (年額240,000円)		
第2号被保険者注6、注7	公務員、私立学校の教職員(65歳未満の厚生年金保険の被保険者)注3	企業型確定拠出年金に加入していない 月額12,000円注5 (年額144,000円)	口座振替 (個人払込)
第3号被保険者	会社員や公務員など国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)	企業型確定拠出年金に加入している注3 月額23,000円 (年額276,000円)	
任意加入被保険者注7	以下、いずれかの条件に該当し、国民年金の任意加入被保険者となっている方。 ●老齢基礎年金額計算の対象となる国民年金の保険料納付済等期間が480月未満かつ、60歳以上65歳未満の国内居住である方 ●日本国籍を有する20歳以上65歳未満の海外に居住する方	月額68,000円注1 (年額816,000円)	口座振替 (個人払込)

- 注1: 国民年金基金の掛金、国民年金の付加保険料と合算した金額
- 注2: 中小事業主掛金(加入者本人が拠出する掛金に上乗せして、事業主が拠出する掛金)と合算した金額
中小事業主掛金を納付するには法令要件があり、事前に事業主による国民年金基金連合会への届出が必要です。
- 注3: 企業型確定拠出年金の加入者の方は、2ページの注意事項をあわせてご確認ください。
- 注4: 各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額と合算して月額55,000円を超えることはできません。
- 注5: 各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額と合算して月額27,500円を超えることはできません。
- 注6: 公的年金の受給権を有しない75歳未満の第2号被保険者の方は、65歳以降も加入できます。
- 注7: 公的年金を65歳前に繰上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は加入できません。

以前加入されていた年金制度から資産を持ち運ぶ場合は、掛金の拠出はせずに資産の運用のみを行う「運用指図者」になることもできます。加入者となる資格がない方、加入者となることを希望しない方(掛金の積立て(拠出)を希望しない方)などは「運用指図者」としてiDeCoに加入できます。

「個人型確定拠出年金(iDeCo)」の特徴

個人型確定拠出年金にはさまざまな特徴があります。



- 掛金額を自分で決めて、積み立てます。
- 運用商品の中から、自分で商品を選んで運用していきます。
- 個人ごとの口座で残高(年金資産)が管理されます。
- 転職・離職のときに必要に応じて残高(年金資産)を持ち運べます。
- 受取額は運用実績によって異なります。
- 原則60歳以降、「年金(分割)」または、「一時金(一括)」で受取れます。
- 税制優遇があります。

「個人型確定拠出年金(iDeCo)」の税制優遇

掛金拠出時、運用時、受取時の各段階で税制優遇が受けられます。

掛金拠出時 掛金全額が所得控除 運用時 運用益が非課税 受取時 各種控除が適用

掛金拠出時

確定拠出年金の掛金は、その全額が「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり、所得税と住民税の負担が少なくなります。(加入者本人に所得がある場合に限りです。)

税負担軽減額 = 年間掛金注 × 所得税・住民税合計税率(住民税率は所得に関わらず一律10%)

注: 12月～翌11月分(1月～12月に納付された掛金)の合計です。

年間の掛金額が27.6万円、課税所得400万円のサラリーマンのイメージ

収入

所得 (経費(第2号被保険者の場合は給与所得控除))

課税所得 (400万円) 所得控除 (配偶者控除や医療費控除などの各種控除)

課税所得 (372.4万円) 掛金 (27.6万円) 所得控除

税負担軽減額 8.2万円

各種控除に確定拠出年金の掛金全額が追加され、課税所得が少なくなります。

課税所得区分	所得税・住民税合計税率注1	掛金額に応じた税負担軽減額注2			
		年額	年額	年額	年額
~195万円以下	15%	2.1万円	3.6万円	4.1万円	12.2万円
195万円超~330万円以下	20%	2.8万円	4.8万円	5.5万円	16.3万円
330万円超~695万円以下	30%	4.3万円	7.2万円	8.2万円	24.4万円
695万円超~900万円以下	33%	4.7万円	7.9万円	9.1万円	26.9万円
900万円超~1,800万円以下	43%	6.1万円	10.3万円	11.8万円	35.0万円
1,800万円超~4,000万円以下	50%	7.2万円	12.0万円	13.8万円	40.8万円
4,000万円超~	55%	7.9万円	13.2万円	15.1万円	44.8万円

注1: 上記税負担軽減額は復興特別所得税を考慮しておりません。
注2: 1,000円未満切捨表示

運用時

通常、個人で運用した場合、利子や配金などの運用益に課税されますが、確定拠出年金で運用した場合、運用益は非課税となり、そのまま運用に回すことができます。
※確定拠出年金の年金資産は特別法人税の対象ですが、現在課税は凍結されています。

個人で運用した場合	確定拠出年金の場合
運用益 (税金)	運用益 (税金)
元本	元本
課税された分、運用益が減ってしまいます。	課税されないため運用益はそのまま運用されます。

受取時

給付の種類により各種控除の対象となり、控除額の分だけ課税所得が減りますので、税金負担が少なくなります。

給付の種類	受取方法	課税方法と適用される控除
老齢給付金	年金(分割)	雑所得となりますが、年齢や収入金額に応じて一定額を控除することができます。(公的年金等控除が適用)
	一時金(一括)	退職所得となりますが、掛金の拠出期間を勤続年数とみなし、一定額を控除することができます。(退職所得控除が適用)

〈老齢給付金のケース〉

- 年金(分割)で受取る場合の例
 - 65歳未満の方は、公的年金等の収入金額合計が130万円未満の場合、公的年金等以外の所得金額に応じて40~60万円の公的年金等控除が受けられます。
 - 65歳以上の方は、公的年金等の収入金額合計が330万円未満の場合、公的年金等以外の所得金額に応じて90~110万円の公的年金等控除が受けられます。
- 一時金(一括)で受取る場合の例
 - 掛金の拠出期間が20年の方は、800万円の退職所得控除が受けられます。
 - 掛金の拠出期間が30年の方は、1,500万円の退職所得控除が受けられます。

※一時金(一括)で受取る場合、同年、もしくは前年以前19年以内に退職金が支給されている場合は、それらの退職金の勤続期間との重複を考慮して退職所得控除額を計算します。

- 障害給付金…年金(分割)で受取る場合、一時金(一括)で受取る場合ともに非課税です。
- 死亡一時金…みなし相続財産として、相続税の対象になります。

1 老後生活のための準備
2 確定拠出年金制度の概要
3 加入のお手続き
4 給付について
5 加入者向けサービスの案内
6 その他の手続き

3 加入のお手続き

確定拠出年金制度の概要や運用について理解し、掛金額や納付方法を決めましょう。
スターターキットの内容をよくご確認ください。

掛金の設定

掛金額や納付方法を決めましょう。掛金額は限度額の範囲内で設定してください。
(限度額は3ページをご参照ください。)

掛金拠出(積立て)の方法

掛金拠出の方法は、「毎月定額」と「納付月と金額を指定」から選択します。納付月と金額を指定して掛金を拠出する場合は、当年・翌年の拠出計画を加入時に届け出る必要があります。第2号加入者の方が「納付月と金額を指定」し、納付方法を給与天引(事業主払込)にされる場合、事業主の給与事務等の関係で給与天引対応ができない場合も考えられますので、事前に事業主に対応が可能か相談し、対応が難しい場合は納付方法を個人払込にしてください。企業型確定拠出年金の加入者の方は、「納付月と金額を指定」を選択することができません。「毎月定額」を選択してください。

その他ご留意事項

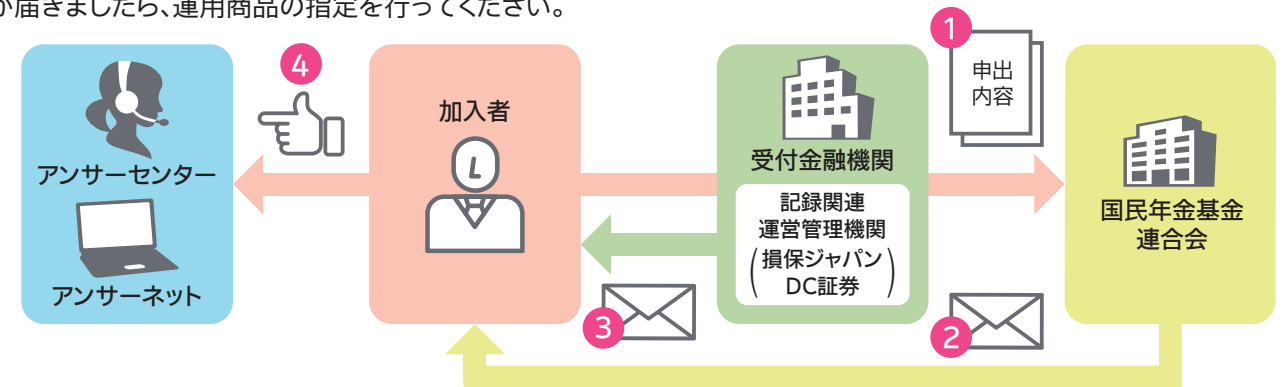
- 掛金の口座振替日は納付月の26日(金融機関休業日は翌営業日)です。
- 掛金の前納・追納はできません。口座振替日に引落ができない場合、掛金は拠出されなかったものとして扱われ、遡って拠出することはできません。
- 加入中にかかる手数料のうち、国民年金基金連合会が徴収する手数料は、掛金の収納及びこれに付随する事務に係る手数料となります。そのため、掛金の拠出を年1回にした場合は年1回分、毎月定額で拠出する場合は年12回分が必要になります。
- 掛金額の変更は、原則1年(12月～11月)に1回おこなえます。
- 掛金の拠出開始後、任意で掛金の拠出を停止することもできます。
- 以下の場合は、掛金が還付されます。
 - 国民年金保険料を納付していない場合
 - 加入資格を有しない方が掛金を拠出した場合
 - 限度額を超えて拠出した場合
 ※還付の対象となった掛金について所得控除を受けている場合は、修正申告が必要となります。修正申告の手続きの詳細については税務署等にご相談ください。
- 確定拠出年金は、税制優遇を受けながら老後の資金を積み立てていく制度ですので、法令上、年金給付開始前の脱退や資産の途中引き出しは原則認められていません。また、年金資産を担保にお金を借りたり、受給権の譲渡もできません。

企業型確定拠出年金から個人型確定拠出年金(iDeCo)に資産を持ち運ぶお手続き

以前加入されていた企業型確定拠出年金から個人型確定拠出年金(iDeCo)に資産を持ち運ぶこと(移換)ができます。ご希望の際は、移換の申出手続きを行ってください。

お手続きの流れ

加入等の申出手続き後、各種ご案内が送付されます。損保ジャパンDC証券より「確定拠出年金 口座開設のお知らせ」が届きましたら、運用商品の指定を行ってください。



お手続きの流れ

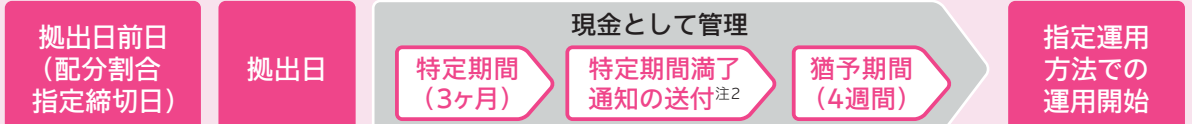
- 1 受付金融機関にて申出内容の確認を行い、国民年金基金連合会に送付します。
※受付金融機関にて申出内容に不備がないことを確認した日が資格取得年月日となります。
- 2 国民年金基金連合会にて加入審査(移換の場合は受付)をします。手続きが完了すると、以下の書類が送付されます。
【加入の場合】**個人型年金加入確認通知書** 初回掛金の口座振替開始日が記載されています。
※加入資格の審査には1～2ヶ月かかります。
加入者引落予定のお知らせ (納付月と金額を指定した場合のみ) 設定した掛金額、納付月が記載されています。
【移換の場合】**個人型年金運用指図者確認通知書** 移換金の内訳などが記載されています。
※以前の確定拠出年金制度から資産等が移換されるまで2～3ヶ月かかります。
- 3 損保ジャパンDC証券から以下の書類が送付されます。
確定拠出年金 口座開設のお知らせ
インターネット(アンサーネット)のログインID、仮パスワードが記載されています。初回掛金での商品購入または移換金での商品購入が完了するまでは、インターネット(アンサーネット)の資産残高は0円となっています。
- 4 **運用商品の指定**注1 毎月の掛金や移換金で購入する商品を、アンサーセンターやアンサーネットにて指定します。

注1: 指定運用方法の提示がない場合や、移換のみの場合は、運用商品の指定は申出時に行います。(指定運用方法の提示状況は「運用商品一覧と手数料」にてご確認ください。)

※個人型確定拠出年金口座の開設にともない、以前確定拠出年金に加入され、特定運営管理機関で管理(自動移換)されている資産がある場合、ご本人からの申し出がなくとも本口座に資産が移換される場合があります。

⚠ 配分割合を指定しなかった場合の取扱い

- 指定運用方法の提示がある場合
運用指図(配分割合の指定、スイッチング)があるまで、現金として管理し運用がされない資産(以下、未指図個人別管理資産)となります。ただし、猶予期間満了後は提示された指定運用方法(運用商品)が、ご自身が運用指図したものとみなし購入されます。
指定したとみなされた配分割合は、変更の指示がない限り、その後の掛金に適用されます(移換金等の配分割合を指定していない場合、掛金の配分割合を準用します)。その場合の運用の結果はご自身の責任に帰属しますので、拠出日の前日までにご自身による配分割合の指定をおこなってください。



注2: 特定期間を経過してもなお配分割合の指定がおこなわれていない場合は、猶予期間の満了日などを記載した通知を発送します。

1 老後生活のための準備
2 確定拠出年金制度の概要
3 加入のお手続き
4 給付について
5 加入者向けサービスのご案内
6 その他のお手続き

3 加入のお手続き

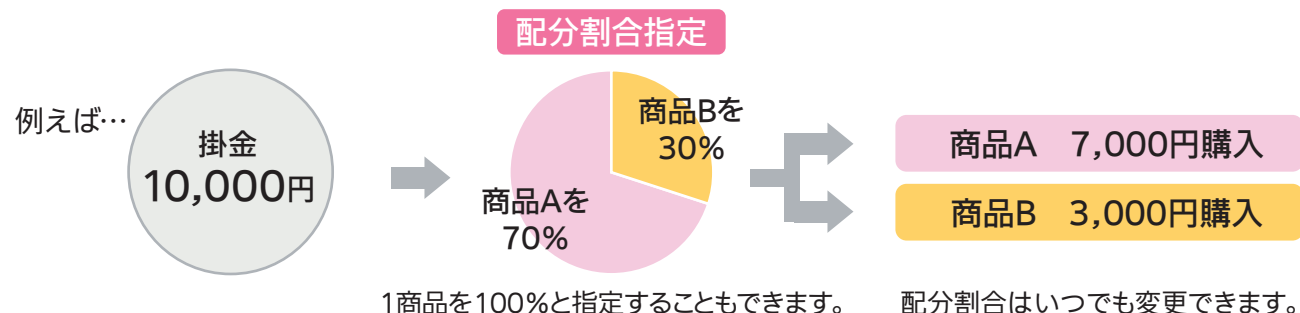
4 給付について

運用の方法

確定拠出年金は、老後の備えのため、自分自身で運用商品を選び資産を育てていく制度です。

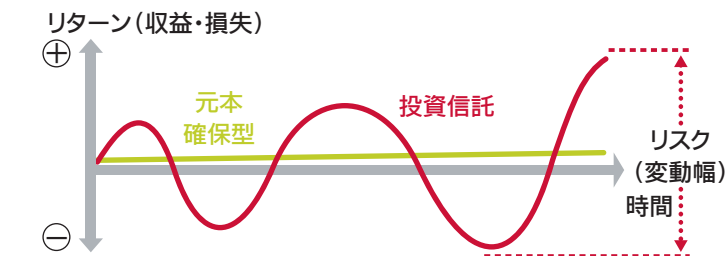
■運用のスタート「配分割合指定」

掛金で、どのような運用商品をどのぐらいの割合で購入していくか、「配分割合指定」をすることが運用のスタートとなります。



運用商品は？

DCに適した運用商品が用意されています。大きく分けて投資信託(株式・債券等に投資)と元本確保型(保険・預金等)の2種類があります。



投資信託 : 元本を下回る可能性があるが、高いリターンを期待できる

元本確保型 : 元本を下回らないが、高いリターンは期待できない

「配分割合指定」検討のポイント？

積極運用か安定運用か等、ご自身の考え方をもとに検討します。その際には投資対象の分散をどのようにするのかを検討します。

◎投資対象の分散
値動きの異なる複数の資産の運用商品を組み合わせ、運用を安定させます

安定した運用をするための3つの方法
3つのうち「長期投資」、「時間の分散」はDCのしくみとなっていますので、「投資対象の分散」をご自身でどのようにするかが決め手になります。

⚠ 配分割合指定をしなかった場合
運用が開始されませんので、必ず指定をしましょう
※加入された制度によっては一定期間後に、あらかじめ定められた運用商品(指定運用方法)で運用されますが、ご自身で指定することが原則です。

運用の方法に関するより詳しい資料は、口座開設後にアンサーネットにてご参照いただけます。

運用した年金資産を、給付金として受取ります。(給付金を受取ることを受給といいます。) 何歳から、またどのような場合に受取れるかを確認しておきましょう。

給付の種類

確定拠出年金の給付には、老齢給付金 障害給付金 死亡一時金の3種類があります。

老齢給付金

加入後、個人型確定拠出年金規約に定められた60歳以降の一定の年齢(受給手続き受付開始年齢・開始日)から、給付金の受給請求手続きをおこない、年金資産を取り崩して受取る給付金です。給付金の受取りまで掛金の拠出はありませんが、年金資産の運用は継続できます。

※老齢給付金受給に関するご注意
個人型確定拠出年金(個人型DC)の老齢給付金を受給された方は、個人型DCへ再度加入することはできません。なお、個人型DCの老齢給付金を受給された方の企業型確定拠出年金への加入は可能です。(他の加入要件を満たしている必要があります。)

受取方法
受取方法は「分割受取(年金)」、「一括分割併用受取(一時金・年金)」、「一括受取(一時金)」の3種類です。
※「分割受取(年金)」の支給期間は、5年以上20年以下です。
※受取開始後5年を経過した場合、残高を一括で受取ることも可能です。

受給手続き受付開始年齢・開始日

- 受給手続き受付開始年齢は、60歳までの通算加入者等期間^{注1}により、次のように異なります。
注1: 通算加入者等期間は、60歳までの以下の期間を合算した期間(それぞれの期間が重複する場合は重複する期間を除く)です。
 - 企業型確定拠出年金の加入者であった期間と運用指図者であった期間
 - 個人型確定拠出年金の加入者であった期間と運用指図者であった期間
 - 確定拠出年金以外からの制度移行金や移換金があった場合、その対象期間

※過去に脱退一時金を受取っている場合は、通算加入者等期間が調整される場合があります。
※60歳前の通算加入者等期間を有さない場合、制度加入から5年経過後に請求することができます。

通算加入者等期間	10年以上	8年以上 10年未満	6年以上 8年未満	4年以上 6年未満	2年以上 4年未満	1ヶ月以上 2年未満
受給手続き受付開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

- 受給手続きは、受給手続き受付開始日以降75歳の誕生日の2日前までにおこなってください。この期間中に手続きしなかった場合は、「一括受取(一時金)」の請求があったものとして受取りいただきます。

障害給付金

加入後、傷病により一定の障害の状態^{注2}になった場合に給付金の受給請求手続きをおこない、年金資産を取り崩して受取ることができる給付金です。

注2: 国民年金の障害基礎年金を受取ることができる程度の状態

受取方法
受取方法は「分割受取(年金)」、「一括分割併用受取(一時金・年金)」、「一括受取(一時金)」の3種類です。
※「分割受取(年金)」の支給期間は、5年以上20年以下です。
※受取開始後5年を経過した場合、残高を一括で受取ることも可能です。
※「分割受取(年金)」の場合、請求時に選択した受取期間、年間受取回数を5年経過ごとにみなおすことができます。

死亡一時金

加入者または加入者であった方が亡くなられた場合に、ご遺族の方が給付金の受給請求手続きをおこない、年金資産を全て売却して受取る給付金です。

受取方法
一括受取(一時金)のみとなります。

受給のお手続き

給付金を受け取るには、ご自身(死亡一時金受給の場合はご遺族)によるお手続きが必要です。請求書類を送付しますので、アンサーセンターへご連絡ください。

1 老後生活のための準備
2 確定拠出年金制度の概要
3 加入のお手続き
4 給付について
5 加入者向けサービスの案内
6 その他のお手続き

5 加入者向けサービスのご案内

加入者向けサービスについてご案内いたします。

アンサーセンター・アンサーネット

加入者向けのサービスとして、損保ジャパンDC証券が提供するアンサーセンター（コールセンター）とアンサーネット（加入者専用サイト）があります。

お電話でのお問い合わせ（アンサーセンター）



海外からは、Tel. 03-5325-6220(有料)

全国どこからでも無料でご利用できます。
知識と経験の豊富なオペレーターが対応いたします。

インターネットのご利用（アンサーネット）



24時間365日(システムメンテナンス日は除く)
※夜間システムメンテナンス中は、配分割合指定・変更および
スイッチングなど一部利用いただけないサービスがあります。

インターネットで残高照会、運用商品の変更や
運用商品に関する最新情報を確認することができます。

ご利用いただける主なサービス

提供するサービス	内容	アンサーセンター	アンサーネット
残高照会	現在の資産残高を確認できます。(総額・運用商品別)	○	○
取引履歴照会	過去1年以内の取引履歴を確認できます。	○	○
商品案内	運用商品の時価、その他の運用データを確認できます。	○	○
拠出金額照会	拠出金額を確認できます。	○	○
配分割合指定	現在の拠出金の配分割合を確認、変更できます。	○	○
スイッチング(預け替え)	保有している運用商品を売却し、他の運用商品を購入することができます。	○	○
パスワードの変更	アンサーネット用のパスワードを変更できます。	—	○
パスワードの再発行	アンサーネット用の仮パスワードを再発行できます。	—	○
各種請求	給付や各種資料の請求ができます。	○	○
各種変更手続き	住所変更、掛金額変更、離転職時の手続き等の各種変更手続きを承ります。	○	—

アンサーネットの機能の例

確定拠出年金について学ぶ	確定拠出年金制度、資産運用の基本的な知識について解説をしています。
シミュレーションで将来を考える	ライフプランや確定拠出年金にかかわる運用のシミュレーションを行うことができます。
あなたが加入している制度を知る	加入している年金規約およびその概要を確認できます。
動画で学ぶ	運用の基礎、運用の見直しについて動画で学ぶことができます。

資産状況の確認[確定拠出年金 資産残高のお知らせ]

「確定拠出年金 資産残高のお知らせ」は確定拠出年金規約の定めにより毎年提供され、資産残高などを確認することができます。WEBで閲覧する(電子版)か、書面を郵送するか、アンサーネット内で選択してください。

- 電子版のメリット
- ①スマホ、PCで、いつでもどこでも閲覧可能
 - ②過去最大5年分をダウンロード可能
 - ③更新されるとメールでお知らせ
 - ④ペーパーレス化でエコ活動

<「資産残高のお知らせ」で確認できること>

- 資産残高と損益(今回基準日時点の資産残高と損益状況などを確認できます。)
- 商品タイプ別資産残高割合(商品タイプ別の保有状況を円グラフで確認できます。)
- 掛金の拠出状況(掛金で購入する運用商品の割合を確認できます。)
- 運用商品別の資産残高(基準日時点の運用商品別の資産残高や損益状況を確認できます。)
- 手数料明細(対象期間中の手数料が確認できます。)



※表示内容は見本です。

6 その他の手続き

その他お手続きについてご説明いたします。

各種変更があったとき

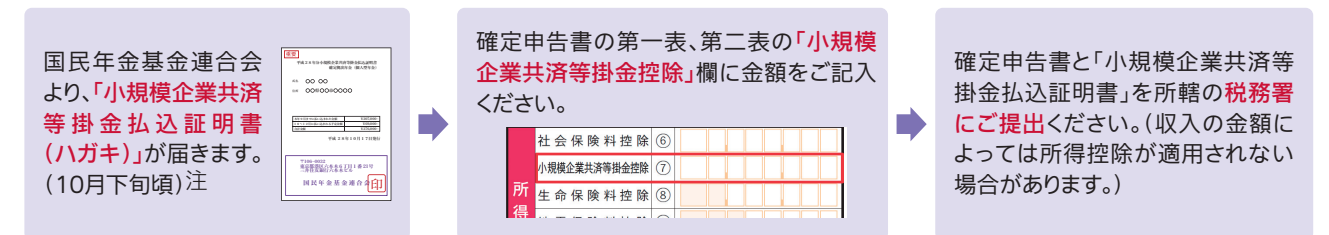
登録内容の変更や各種通知の再発行には、届出書類の提出が必要です。

名前や住所が変更になったとき	掛金の拠出を一旦停止するとき
掛金引落金融機関・口座情報を変更するとき	加入確認通知書、引落予定のお知らせの再発行を申請するとき
掛金の納付方法を変更するとき	死亡一時金の受取人を指定・変更するとき
掛金額、納付回数を変更するとき	掛金の払込証明書の再発行を申請するとき
国民年金法の被保険者種別が変更となったとき	新たに小規模企業共済契約者となったとき
勤務先に変更があったとき	小規模企業共済の共済金もしくは 解約手当金の支給を受けたとき(41歳以上に限る)
加入者資格を喪失したとき	

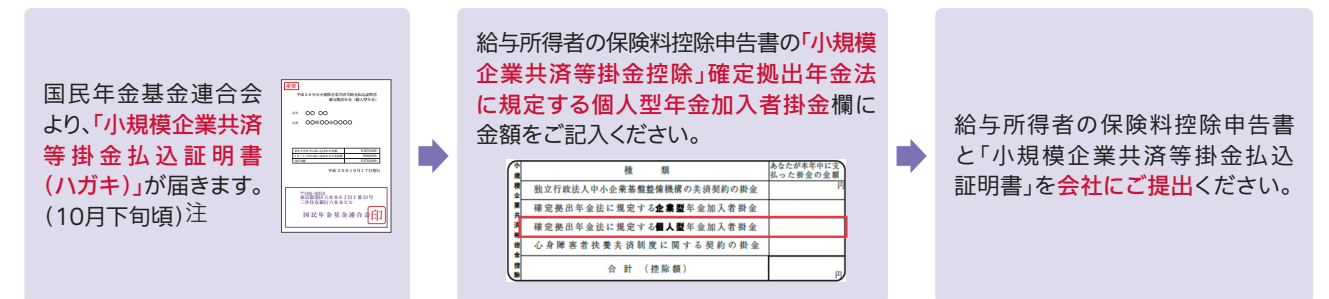
所得控除のお手続き

確定拠出年金の掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となります。加入者ご本人に所得がある場合は、所得控除を受けるために確定申告や年末調整でお手続きが必要です。

- 第1号被保険者、第3号被保険者、任意加入被保険者 確定申告が必要です。



- 会社員や公務員等(第2号被保険者) 年末調整が必要です。(年末調整に間に合わない場合、確定申告が必要です。)



注: 以下の場合、「小規模企業共済等掛金払込証明書(ハガキ)」の発送は11月下旬から翌年1月下旬頃となります。

- 納付方法が「毎月定額」で当年の初回掛金納付月が10月以降の場合。
 - 納付方法が「納付月と金額を指定して納付する」で、当年9月以降に加入した場合。
 - 掛金額変更等により、10月下旬発行の「小規模企業共済等掛金払込証明書」内、払込金額と払込予定金額の合計額に変更が生じた場合。(2021年度の運用に基づき記載しているため、2022年度以降は変更となる可能性があります。)
- ※表示内容は見本です。

<注意事項>

- 事業主払込みの場合、会社が給与から掛金を控除して源泉徴収税額を計算するため、「小規模企業共済等掛金払込証明書」は送付されません。(お手続きは不要です。)
- 「小規模企業共済等掛金払込証明書」の再発行はアンサーセンターまでご連絡ください。国民年金基金連合会へ再発行の届出書を提出する必要があるため、お手元に届くまでには時間がかかります。